

平成26年4月30日

各位

会社名 日本郵船株式会社
代表者名 代表取締役社長 工藤 泰三
コード番号 9101
上場取引所 東証・名証各第一部
問合せ先 広報 CSR グループ長 江黒 孝夫
(TEL. 03-3284-5058)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

1. 経緯

当社は、北米航路、欧州航路、中近東航路及び大洋州航路における特定自動車運送業務に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、本年3月18日に公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

2. 当社の対応

当社は、当該各命令の内容を慎重に精査し検討しましたところ、事実認定と法解釈において公正取引委員会との間で見解の相違があり、当社の主張が受け入れられなかったことは誠に遺憾ですが、長期的な当社の企業価値の維持・保全に重きを置き、考慮すべき事由を総合的に勘案し、本日の取締役会において当該各命令に係る審判の請求を行わないことを決議しました。

3. 業績への影響

平成26年3月期第3四半期連結累計期間において、独禁法関連引当金繰入額 135 億円を特別損失に計上しており、本件による業績予想への影響はありません。

4. 当社の見解と今後の対応

当社は従前から、社長による独占禁止法遵守徹底の表明、社内各部門・国内及び海外グループ会社における統制ネットワークの構築と運用、同法マニュアル等の整備や各種研修による社内の啓発と教育、同業他社との接触規制などの諸施策を実施し、各部門・グループ各社における同法コンプライアンスの浸透・徹底とグループ従業員一人ひとりの同法に係る意識改革を図ってきたにもかかわらず、このような事態になりましたことを厳粛かつ深刻に受け止め、株主の皆様やお客様をはじめ関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

外航海運業は、独占禁止法(競争法)の適用を受ける国・航路と、その適用が除外される国・航路が併存する複雑な事業環境にあります。国際社会の趨勢は適用除外の範囲が狭まる傾向にあり、当社としてもこうした動向の把握に一層遺漏なきを期してまいりたい所存です。

当社は、平成24年9月の公正取引委員会による調査の開始後、再発防止の固い決意のもとにその施策として、同業他社接触規制の厳格化、独占禁止法遵法活動徹底委員会の定期的開催、各事業を対象とした同法リスクアセスメントの実施、投資等における同法リスク審査、各営業部門が締結する同盟・協定ファイリング管理の一元化、及び業務執行に係る取締役等及び従業員等からの遵法誓約書の取得、また早期発見・早期対応の施策として、チーフ コンプライアンス オフィサーの権限強化、社内リネンシー制度の導入、及び事件対応の体制構築を行いました。

当社は、今後、排除措置命令の実施を含め、上記の諸施策を通じ全社的な独禁法コンプライアンス強化に徹底的に取り組むとともに、企業としての信頼回復に全力を注いでまいります。

当社は、本件の重大性を重く受け止め、会長、社長及び自動車船部門担当の代表取締役の役員報酬を本年5月より一年間50%減額、同部門担当の経営委員の報酬を本年5月より六ヶ月間30%減額することといたします。その他の関係者についても、社内規程に基づく処分を行うことといたします。

以 上